

確定申告のお知らせ

税の申告が始まります

平成30年分の所得税の確定申告と平成31年度の町県民税の申告受付が始まります。申告の必要がある人は、忘れずに期限内に申告してください。

申告が必要な人

○町県民税申告が必要な人

平成31年1月1日現在、町に住民登録をしている人で、以下の収入所得がある人

◆農業・営業・不動産などの事業収入がある人

◆土地や家屋、山林などの譲渡収入がある人

◆雑収入(個人年金など)、一時収入(満期返戻金など)、配当収入がある人

◆公的年金の収入額が400万円以下で、他の所得が20万円以下の人

※所得税の納付申告は不要ですが、町県民税申告が必要になる場合があります。次に当てはまる場合は、役場で「町県民税の申告」が必要です。

①収入が、公的年金などに係る雑所得のみの人で、「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている控除以外の障害者控除、医療費控除、生命保険料控除などの追加や修正をするとき

②収入が公的年金などに係る雑所得以外に、個人年金、農業、営業、不動産などの所得があるとき。所得が20万円以下の場合でも対象です。

◆収入が、遺族・障害年金など非課税収入のみである人

30年中の収入が非課税収入(遺族年金・障害年金・雇用保険の失業給付金など)だけの場合。

◆30年中収入のなかった人

自分自身には全く収入がなく、税法上誰の被扶養者にもなっていない場合。収入がない場合や非課税収入だけの場合でも、町県民税の申告は必要です。申告会場に来ることができない場合は、3月15日(金)までに税務課へ電話で収入の内容をお知らせください。

○申告しないと…

申告しなかった場合、次のような不利益があります。

- ・所得証明が発行できない
 - ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料、介護保険料の負担費用の計算(算定)や軽減の判定ができない
 - ・福祉や保育などのサービスが正確にできない
 - ・手当金や給付金の支給判定ができない
- なお、所得税の確定申告をする人は町県民税の申告は必要ありません。

○所得税の確定申告が必要な人

◆給与収入があり、次のいずれかの事項に該当する人

- ・収入が2000万円を超えた人
- ・2カ所以上から給与を支給されていて、年末調整した給与以外の給与収入が20万円を超えた人
- ・中途退職などの理由で年末調整していない人
- ・給与のみの収入で社会保険料控除、医療費控除、扶養控除・住宅ローン控除などを受けて所得税の還付申告をする人

◆公的年金があり、次のいずれかの事項に該当する人

- ・公的年金のみの収入で、所得税の還付や納付の申告をする人
 - ・公的年金に係る雑所得以外の所得が20万円を超えた人
- ※公的年金の収入額が400万円以下で、その他の所得が20万円以下の人は、所得税申告は不要ですが、町県民税の申告が必要になる場合があります。

◆農業・営業・不動産、雑所得(個人年金など)、一時所得(満期返戻金など)、譲渡所得(土地や建物売買・収用など)等の所得合計が所得控除額の合計額を超えた人

紫波町会場用受付用紙(事前に記入して受付へ提出してください。)

申告者氏名	申告内容(該当する項目にレ印をつけてください。)		
生年月日 明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 農業所得がある(<input type="checkbox"/> 免税肉用牛の販売がある)		
住 所	<input type="checkbox"/> 営業所得がある		
紫波町	<input type="checkbox"/> 不動産所得(地代・家賃)がある		
確定申告用「利用者識別番号」の発行を受けている。 は い ・ いいえ	<input type="checkbox"/> 給与収入がある(<input type="checkbox"/> 年末調整未済 <input type="checkbox"/> 2カ所以上から受給)		
申告書をe-Tax(電子送信)に切り替えても良い。 は い ・ いいえ	<input type="checkbox"/> 公的年金収入がある		
パソコンを使って自分で申告書を作成する。 は い ・ いいえ	<input type="checkbox"/> 個人年金の収入がある		
※係員記入欄	<input type="checkbox"/> シルバー人材センターなどからの報酬がある		
	<input type="checkbox"/> 利子・配当収入がある		
	<input type="checkbox"/> 満期返戻金などによる収入がある		
	<input type="checkbox"/> 退職金の所得がある		
	<input type="checkbox"/> 次の控除を申告する(申告する控除に印をつけてください) <input type="checkbox"/> 医療費控除 <input type="checkbox"/> 社会保険料控除 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除 <input type="checkbox"/> 寄附金控除 <input type="checkbox"/> 寡婦寡夫控除 <input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者控除 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除 <input type="checkbox"/> 扶養控除		
	<input type="checkbox"/> 住宅借入金控除(2年目以降のみ) 以前から住宅借入金控除を受けていて、今年の分の控除を受ける申告をする場合		
	<input type="checkbox"/> 上記以外の申告()		
収支・明細	受 付	相談開始	終 了

※申告内容により順番が前後する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

確定申告に必要なもの(紫波町会場用)

㊦所得を証明する書類	・給与・公的年金がある人→源泉徴収票(原本) ・事業所得(農業・営業など)がある人→収支内訳書とその収入・経費が分かる帳簿 ※肉用牛の場合、肉用牛販売証明書 ・個人年金がある人→支払金額・必要経費・源泉徴収額が分かる通知 ・満期保険金→支払明細書や確定申告用通知 ・その他、所得が分かる支払明細など
㊧控除を証明するもの	・医療費控除→医療費控除の明細書、領収書 ・スイッチOTC薬控除→スイッチOTC薬控除の明細書、一定の取り組みを証明する書類※詳細は別記 ・社会保険料控除→領収書 ・小規模企業共済等掛金控除→領収書 ・生命保険料控除→控除証明書(原本) ・地震保険料控除→控除証明書(原本) ・寄附金控除→領収書(原本) ・障害者控除→障害者手帳、介護保険被保険者証 ・住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)→2年目以降の場合、30年分住宅借入金特別控除申告書、住宅取得資金に係る年末残高証明書 ※新規(初年度)申告の場合は、アイーナ会場で申告してください。
㊨認め印	
㊩申告者名義の通帳と通帳印	
㊪申告者のマイナンバーカード、またはマイナンバー通知書	
㊫税務署から送付された申告書やハガキ	※届いている場合のみ
㊬本人確認書類	運転免許証や保険証 ※マイナンバーカードを持参する場合は不要
㊭「利用者識別番号」の分かる資料	※持っている場合のみ

こ
こ
サ
ク

税務署からの お知らせ

確定申告は2月18日(月)からアイーナで行うことができます

2月24日(日)・3月3日(日)も開催

アイーナに申告相談・確定申告書作成会場を開設します。

●開設場所 アイーナ(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

(注)税務署には申告書作成会場を設置していません。また、無料駐車場はありませんので、公共交通機関をご利用ください。

●開設期間 2月18日(月)～3月15日(金)の平日と2月24日(日)・3月3日(日)

●開設時間 午前9時～午後4時 申告書作成に1時間以上かかる場合があります。午後3時前の来場にご協力ください。

○申告書や申請書にはマイナンバーの記載が必要となります。

《問合せ》盛岡税務署 ☎622-6141(代表) 音声案内で「0」を選んでください。

2月18日(月)から3月15日(金)まで 町県民税(住民税)と所得税の 申告相談・申告書作成会場を開設します

◆受付日程など

- ・期 間……………2月18日(月)～3月15日(金)
- ・時 間……………午前9時～11時、午後1時～3時
- ・会 場……………役場 3階 会議室301
- ・地区割……………下の申告相談日程表をご覧ください。

・持参するもの…本紙裏面に記載しているものなど、申告に必要なもの
※役場庁舎駐車場は、利用台数が限られているため混雑が予想されます。
紫波中央駅前駐車場などをご利用ください。

※以下に該当する所得税申告の場合は、アイーナ会場での申告をお願いします。

- 住宅借入金等特別控除(初回控除の人、連帯債務のある人)
- 株式または先物取引 ○不動産の売却、収用
- 外国税額控除 ○相続の保険金 ○雑損控除

◎災害で資産に損害を受けたとき

災害によって住宅や家財などに損害を受けた人は、所得税法に定める雑損控除などが受けられる場合があります。あらかじめ盛岡税務署で相談の上、アイーナ会場で申告してください。

申告相談受付日程

日程	受付時間				
	午前9時～11時		午後1時～3時		
2月18日	月	赤沢	1区～4区	赤沢	5区～8区
19日	火	佐比内	1区～4区	佐比内	5区～9区
20日	水	彦部	1区～3区	彦部	4区～7区
21日	木	彦部	8区～10区	長岡	1区～5区
22日	金	長岡	6区～8区	長岡	9区～11区
25日	月	水分	1区～4区	水分	5区～8区
26日	火	水分	9区～13区	志和	2区～4区
27日	水	志和	5区～8区	志和	9区～12区
28日	木	志和	13区～16区	志和	17区～21区
3月 1日	金	古館	1区～3区	古館	4区～6区
4日	月	古館	7区～8区	古館	9区～10区
5日	火	古館	11区～13区	古館	14区～16区
6日	水	古館	17区～19区	日詰	1区～4区
7日	木	日詰	5区～8区	日詰	9区～11区
8日	金	日詰	12区～14区	日詰	15区～17区
11日	月	日詰	18区～21区	赤石	1区～2区
12日	火	赤石	3区～5区	赤石	6区～7区
13日	水	赤石	8区～9区	赤石	10区～11区
14日	木	赤石	12区～13区	赤石	14区～15区
15日	金	赤石	16区～17区	赤石	18区～20区

○ 東北税理士会からのお知らせ ○

確定申告期の無料税務相談会

税理士による確定申告期の無料税務相談会です。申し込みの上、お出かけください。**相談無料 要予約**

■日時 1月28日(月)～3月8日(金)

※土日祝日を除く
午後1時30分～4時30分

■会場 岩手県税理士会館
(盛岡市大沢川原3-7-3)

年金及び給与所得者の 還付申告相談会

年金受給者や給与所得者で、医療費控除など還付申告をする人を対象とした税理士による還付申告書作成指導・相談会が行われます。**相談無料 予約不要**

■日時 2月2日(土)、3日(日)

午前10時～午後4時
※受付は午後3時まで

■会場 Nanak(ななっく)
7階ホール(盛岡市中ノ橋通1-6-8)

■問合せ 東北税理士会 盛岡支部
(岩手県税理士会館内)

☎622-5160

○ 盛岡税務署からのお知らせ ○

自宅で、都合の良い時間に 申告書が作れます

【国税庁ホームページと電子申告 (e-Tax)のお勧め】

○確定申告書は、自宅で作成し郵送などで提出できます。

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。

- ★確定申告期間中は、24時間いつでも利用可能!
- ★自動計算機能により、計算誤りのない申告書などを作成!
- ★申告書データを保存しておけば、翌年の申告でも利用可能!

○国税電子申告・納税システム(e-Tax)を利用するとさらに便利です。

詳しくはe-Tax(インターネット)ホームページ(<http://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。



申告相談の受付方法

次の書類は、あらかじめ作成して申告会場へ来てくださいます。書類が作成されていることを確認した後、申告相談の受付を行います。会場内の混雑、待ち時間短縮のためにもご了承ください。用紙は、役場税務課に用意しています。

◆医療費控除の明細書

医療費控除を受ける人は、「医療を受けた人」ごとに「病院・薬局など支払先」別にまとめて記入した「医療費控除の明細書」が必要です。

書」が必要です。

◆事業の収支内訳書

農業・製造業・小売業・サービス業などの事業収入がある人は、「収支内訳書」が必要です。収支内訳書または収支項目ごとの集計が終わっている帳簿を持参ください。用紙は役場税務課に用意しています。

利用者識別番号を利用した電子申告(e-Tax)にご協力ください

国税庁は、「利用者識別番号」を利用した所得税の電子申告(e-Tax)を推進しています。還付までの時間が短縮でき、源泉徴収票などの書類添付を省略できるなど、納税者にメリットがあります。待機時間の短縮も期待できることから、町でも今回の申告相談から、確定申告書についてe-Taxを利用した電子送信の利用を推進します。

申告相談方法は、これまでと変わりありませんが、申告用の「利用者識別番号」が必要です。(国税庁のホームページから事前に取得することができます) また、申告相談当日、会場で取得することもできます。会場で番号を取得する場合は、納税者の身分証明書(運転免許証など)の提示が必要です。効率的な申告運営のため、ご協力ください。

医療費控除

医療費控除は、従来の控除①または特例控除②のどちらか一方だけ控除を受けることができます。①と②の併用や合算はできません。控除を受けるためには明細書の作成が必要です。

①従来の控除

医療保険者が発行する医療費通知を添付すると明細書への記入を省略することができます。医療費通知に記載のない分は、明細書を作成すれば医療費控除の対象となります。

②特例控除【スイッチOTC薬控除】

平成29年から33年まで、薬局などで購入した特定一般医薬品が対象です。健康の保持増進および疾病の予防への取り組みを行っている人が、本人または本人と生計を一にする配

偶者などのために特定一般医薬品(スイッチOTC医薬品)を購入した場合、8万8000円を上限に所得控除を受けることができます。

控除を受ける際には、一定の取り組みを証明する書類とスイッチOTC薬控除の明細書が必要です。

詳細は国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)をご覧ください。医療費控除の明細書用紙は、役場税務課に用意しています。

なお、平成31年分までは医療費の領収書添付もしくは提示で申告が可能です。

農業収支内訳書作成相談会

農業等の事業収入を申告する際は、収支内訳書が必要になります。

農業所得があり、役場で所得税の確定申告、住民税の申告をする人を対象に、農業の収支内訳書作成相談会を下記日程で開催します。事前申し込みは必要ありませんので、都合の良い日程でご参加ください。

※役場税務課に農業収支計算用ノートを用意しています。収入と経費の分類に活用してください。

なお、この収支内訳書作成相談会は、青色申告の人は対象外です。

農業収支内訳書作成相談会

- ◆期 間 2月5日(火)～6日(水)
- ◆時 間 ・午前の部 午前9時～11時
・午後の部 午後1時30分～3時30分
- ◆会 場 役場 3階 会議室301
- ◆持ち物 ・前年の農業収支内訳書の控え
・帳簿や伝票、生産組合精算書など収支の分かる書類
・筆記用具 ・計算機

※帳簿や伝票は、収入と経費の科目ごとに分けて集計するなど事前準備をしてください。

申告相談の 問合せ先

盛岡税務署 ☎622-6141
国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>
紫波町役場 税務課 課税室
☎672-2111 内線2274・2275・2276



あずりん
東根山で暮らす、
ねこの子ども